

兵庫県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

平成19年3月29日

条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告の時期)

第2条 任命権者は、毎年9月末までに、広域連合長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(神戸市人事委員会の報告)

第3条 広域連合長は、毎年9月末までに、神戸市人事委員会から、前年度における業務の状況について報告を受けなければならない。

(公表の時期)

第4条 広域連合長は、前2条の規定による報告を受けたときは、毎年11月末までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前条の規定による報告を公告その他広域連合長が定める方法により公表しなければならない。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。